

災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定

彦 根 市

株式会社清水合金製作所

災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定

彦根市（以下「甲」という。）と株式会社清水合金製作所（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における、浄水装置による避難場所等への応急給水の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の管理する避難場所等の水道水の供給遮断や原水の水質が悪化した場合において、甲が乙の協力を得て、浄水装置を避難場所等の応急給水として活用し、避難場所等の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等）

第2条 本協定における避難場所等は、甲が災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定した避難場所および同法第49条の7の規定に基づき指定した避難所とする。

（浄水装置の貸与要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対し、浄水装置の貸与に関する協力要請書（別記様式1号）により浄水装置の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（浄水装置の貸与実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合で、かつ、当該要請に対応することが合理的に可能な場合に限り、他の業務に優先して浄水装置を貸与することに努めるものとする。

（浄水装置の移動）

第5条 浄水装置の乙の保管管理場所から避難場所等への移動は、乙の責任において行い、原則として乙が行うものとする。ただし、乙により移動が困難な場合は、甲、乙が協議し、甲または甲が指定する者が行うものとする。

（管理）

第6条 甲が、乙より貸与された浄水装置の管理は、甲または甲の要請により派遣された者の責任で行う。

（返却）

第7条 浄水装置の返却時期については、避難場所等の閉鎖等を勘案し、甲、乙が双方協議して決めることとする。

2 乙は、浄水装置の返却が完了したら返却確認書（別記様式2号）により文書で甲に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 浄水装置の貸与に要した費用(賃借料、運搬・設置費用および付属部品交換費用等)は、乙が負担するものとする。

2 浄水装置の使用により発生する電気料金については、原則として甲が負担する。

(技術的支援)

第9条 甲は、乙に対して浄水装置の操作等にかかる助言および水質検査の支援を求めることができる。

(防災訓練の参加)

第10条 乙は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の1箇月前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年12月8日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 和田裕行

乙 滋賀県彦根市東沼波町928番地

株式会社清水合金製作所

代表取締役社長 小田仁志